

第 5 章 税関当局及び貿易円滑化

藤井康次郎 *

吉田咲耶 **

木村響 ***

本章の概要

本章の内容は、貿易円滑化協定と相当程度趣旨を同じくするものであるが、幅広い税関協力を規定する（5.2 条）、事前教示の期限及び有効期間を明示する（5.3 条）、税関の利用者が電子的システムを利用できるようにすることを求める（5.6 条）、急送貨物について引取り許可の期限を明示する（5.7 条）、政府職員の報酬と罰金又は税との連動を禁ずる（5.8 条）等、貿易円滑化協定と比較し、より具体的で詳細化されている点も多い。

I. 条文と概要

第 5 章 税関当局及び貿易円滑化

第 5.1 条 税関手続及び貿易円滑化

（概要）

各締約国は予見可能であり、一貫性及び透明性のある態様で税関手続を適用することを確保するとの基本原則が確認されている（5.1 条）。

第 5.2 条 税関協力

（概要）（→▽ II.A.2）

各締約国は、その法に従い、特惠関税の適用等に関する CPTPP の実施、関税評価協定の実施、輸出入制限の実施、関税の脱税及び密輸等の関税法違反の捜査・防止といった自国法の遵守確保のために、情報提供その他の活動を通じて他の締約国と協力する義務を負う（5.2 条 2）。

具体的には、各締約国は、自国への輸入に関する法令に関して違法な活動が行われているとの合理的な疑いがある場合には、情報を求める目的及び求める情報を特定した上で、

* ふじい こうじろう／西村あさひ法律事務所 弁護士

** よしだ さくや／西村あさひ法律事務所 弁護士

*** きむら ひびき／西村あさひ法律事務所 弁護士

書面により、他の締約国に対して、当該輸入品に関して通常収集される秘密情報の提供を求めることができる（5.2 条 3 及び 4）。情報提供を求められた締約国は、自国の法令及び関連する国際協定に従い、求められた情報を含む回答を書面でしなければならない（5.2 条 5）。

また、各締約国は、他の締約国との間の輸出入が当該国の輸入に関する法令（とりわけ密輸その他の違法な活動に関するもの）に違反するかどうかについて、当該国が決定することを支援するような情報を提供する努力義務を負っている（5.2 条 7）。

情報を提供する締約国が秘密指定する情報の取扱いについては、5.12 条に規定されている（→▼ 5.12）。

第 5.3 条 事前教示

第 5.4 条 助言又は情報の要請に対する回答

（概要）（5.3 条及び 5.4 条）（→▽ II.A.3）

各締約国は、自国の輸入者又は他の締約国の輸出者若しくは生産者の書面による要請がなされた場合には、関税分類、関税評価、原産地分類その他について、輸入品が領土内に搬入される前に書面で事前教示を発出しなければならない（5.3 条 1）。

締約国は、対象物品のサンプルを含め必要な情報が全て提出された場合、要請の受領後 150 日以内に事前教示を発出しなければならないが、事前教示の基礎をなす事実及び状況が行政裁判又は司法裁判の対象となっている場合には、事前教示を拒否することができる（5.3 条 2）。

発出された事前教示は、原則として 3 年間有効である（5.3 条 3）。締約国は、一定の場合、事前の通知を行った上で当該事前教示を変更又は撤回できるが（5.3 条 4 及び 5）、要請者が提供した情報が不正確又は誤りがあった場合を除き、その効果は事前教示の要請を行った者にとって不利に遡及しない（5.3 条 6）。

また、各締約国は、自国の輸入者らの要請に基づき、関税割当て等の割当てを得るための要件や、関税の払い戻し等各種救済の適用に関する情報を迅速に提供しなければならない（5.4 条）。

第 5.5 条 審査及び上訴

（概要）

税関に関する事項の決定については、行政不服審査又は司法審査を利用することがで

きることを確保しなければならない (5.5 条 1)。

第 5.6 条 自動化

(概要) (→▽ II.A.4)

各締約国には、(a)輸入品の引取りのための手続に関する国際的な基準を使用する努力義務が課されているほか、(b)税関の利用者に対して電子的システムを利用できるようにすること、並びに(c)危険度の分析及び特定のための電子的な又は自動化されたシステムを利用すること等が求められている (5.6 条 1)。また、各締約国は、輸出入に関する標準的な手続を単一の窓口を通じて、かつ電子的に完了することができるシングルウィンドウを構築する努力義務を負う (5.6 条 2)。

第 5.7 条 急送貨物 (一部適用停止)

(中略)

(f) 通常の状態において、自国の法令で定める額と等しい価額又はこれを下回る価額の急送貨物に関し、いかなる関税も課されないことを定める (注)。各締約国は、当該額について、関連すると認める要素、例えば、インフレーション率、貿易円滑化に及ぼす影響、危険度に応じた管理手法に及ぼす影響、税の徴収に係る行政上の経費と税額との比較、国境を越える貿易取引の費用、中小企業に及ぼす影響その他の関税の徴収に関係する要素を考慮して、定期的に検討する。 (一部適用停止)

(概要) (→▽ II.A.5)

締約国には、(a)急送貨物の引取り許可のために必要な情報が物品の到着前に提出及び処理されることについて規定すること、(b)急送貨物に含まれる全ての物品の情報 (積み荷目録等) の提出が (可能であれば電子的方法によって) 一度で済むようにすること、(c)最小限の書類により物品の引取りを許可することを可能な限り定めること、(d)通常の状態において、必要な税関書類の提出後 6 時間以内に急送貨物の引取りの許可を行うことについて定めること等が求められている (5.7 条 1)。

また、各締約国には、通常の状態において、自国の法令で定める額と等しい価額又はこれを下回る価額の急送貨物についていかなる関税も課されないこと (5.7 条 1(f)第 1 文) 及び当該額について関連要素を考慮して定期的に検討すること (5.7 条 1(f)第 2 文) が求められていたが、5.7 条 1(f)第 2 文の義務は、CPTTP2 条に基づき、適用が停止される。

第 5.8 条 罰則

(概要) (→▽ II.A.6)

処罰の対象を有責者に限定することを確保すること (5.8 条 2)、事案に拠って、また違反の程度及び重大性に応じた処罰とすることを確保すること (5.8 条 3)、罰則が適用される場合には、その理由が書面で示されることを確保すること (5.8 条 5)、違反の事実を自ら申告した場合、適切な場合にはそれを情状酌量の理由としなければならないこと (5.8 条 6) が規定されている。

また、罰則を適用する行政手続を開始できる期間を制限し、固定することが求められているが (5.8 条 7)、当該行政手続が司法手続又は行政裁判手続に代わる手続である場合にはこの限りでない (5.8 条 8)。

さらに、量刑・税の算定と罰金・税の徴収とにおいて利益相反を避ける手段を講ずるものとし、より具体的には、政府職員の報酬の一部が罰金又は税の査定額の一部又は一定比率として算定されるようにすることが禁止されている (5.8 条 4)。

第 5.9 条 危険度に応じた管理手法

(概要)

税関が税関検査をハイリスク物品に集中することを可能にし、かつローリスク物品の通関及び移動を容易にすべく、リスクを評価し、特定するためのリスクマネジメント体制を採用することが、締約国に義務付けられた (5.9 条 1)。また、締約国は、当該体制の定期的見直しをしなければならないとされた (5.9 条 2)。

第 5.10 条 物品の引取り

(概要)

各締約国には、物品の効率的な引取りを可能にするように手続を簡素化することが求められている (5.10 条 1)。具体的には、(a) 関連法規の遵守確保のために必要な期間を超えて引き取りを拒否できず、可能な限り到着後 48 時間以内とすること、(b) 貨物の到着前に情報提出等が電子的にできるようにすること、(c) 保税倉庫等に移転することなく到着地点での引取りを認めること、(d) 関税等の最終的な決定が速やかに行われない場合には、当該決定の確定前に引取りを可能にしなければならないことが定められている (5.10 条 2)。また、関税支払いのための担保について、負担の均衡、迅速な解除、現金以外の金融商品の利用の許諾が要請されている (5.10 条 3)。

第 5.11 条 公表

(概要)

関税法規等は、可能な限り英語で公表されていなければならない (5.11 条 1)、また照会所の設置が求められている (5.11 条 2)。また税関法令については採用前にパブリックコメントにかけることが求められている (5.11 条 3)。

第 5.12 条 秘密の取扱い

(概要) (→▽ II.A.2)

情報を提供する締約国が秘密指定する情報については、情報を受領する締約国に、当該情報を秘密のものとして取り扱う義務が課され、また、情報の提供国は、情報の受領国に対して、秘密保持、要求した目的外に使用しないこと、及び提供国の同意を得ずに他に開示しないことの保証を書面で求めることができる (5.12 条 1)。情報の提供を求められた国は、かかる規定に従って行動することができなかつた締約国に対しては、情報提供を拒否できる (5.12 条 2)。また、各締約国は、関税法に従って提供された秘密情報を無権限での開示から保護するため、とりわけ提供者の競争上の地位を害するような開示から保護する手続を採用しなければならない (5.12 条 3)。

II. 解説

A. 本章

1. 貿易円滑化に関する規律

貿易円滑化に関する WTO の規律として、GATT8 条 (輸入及び輸出に関する手数料及び手続) 及び 10 条 (貿易規制の公表及び施行) のほか、2014 年に採択された WTO の [貿易円滑化協定](#) (英語成文は [こちら](#)) がある。また、WTO 以外にも、世界税関機構 (WCO) の下採択された [改正京都規約](#) (2006 年改訂) のほか、TPP12 交渉のベースとなった [Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement](#) 第 5 章等、自由貿易協定の一部として貿易円滑化に関する規定が定められている¹。

CPTPP5 章の内容は、相当程度 WTO 貿易円滑化協定と趣旨を同じくするものであるが、より具体的で詳細化されている点も多い。以下では、主として WTO 貿易円滑化協定の規定

¹ 貿易円滑化に関する多国間条約を簡潔に紹介したものとして、中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? 第 4 回 TPP の内容 (2) 貿易関連の規定」貿易と関税 59 巻 11 号 (2011) 6-7 頁を参照。

を参照しながら、日 EUEPA にも言及し、本章の規定を解説する²。

2. 税関協力

CPTPP は、税関協力について、貿易従事者の税関に関する法令のコンプライアンスに主眼を置いた貿易円滑化協定よりも幅広い税関協力を規定する。ただし、CPTPP は、情報提供の条件や提供された情報の取扱いについて詳細に定めることはせず、一定程度、情報提供国の国内法による規律に委ねている。例えば、提供された情報について、情報提供国の国内法に基づいて与えられる保護及び秘密の取扱いの程度と少なくとも同程度のものを与えるとする貿易円滑化協定の規定（12 条 5.1(a)）は、CPTPP には存在しない。また、貿易円滑化協定が情報提供の拒否事由を列挙する一方（12 条 7）、CPTPP は「自国の法令…に従い」情報提供を行うとのみ規定する（5.2 条 5）³。

また、CPTPP には、提供された情報を刑事処罰のために使用することを禁ずる規定がないが、目的外使用を行わないことの保証の要求及び保証が行われなかった場合の拒否（5.12 条）並びに「自国の法令…に従い」情報提供を行う（5.2 条 5）との規定からすると、刑事処罰のための使用の禁止は、それを求める国が国内法で規定することで対応することになると考えられる⁴。なお、日本では、関税法 108 条の 2 第 2 項が、外国税関当局に対して情報提供する際に、秘密保持の担保及び目的外使用の禁止を確認することを規定し、同条 3 項で、提供される情報が刑事手続に使用されないよう適切な措置が取られなければならないとしつつ、同条 4 項において、双方可罰性の要件等を課した上で刑事手続への使用に対する同意することができるとしている。

3. 事前教示

貿易円滑化協定 3 条の規定と類似するが、関税分類及び原産地分類のみならず、関税評価を含めて事前教示の回答義務の対象としたこと（5.3 条 1(b)）、遅くとも要請を受領した後 150 日以内に事前教示を行うとして期限を明示したこと（同条 2）、発出した事前教示が原則として 3 年間有効であるとして有効期間を明示したこと（同条 3）により、制度運用の

² 同様の観点から詳細に解説を行うものとして、米谷三以・藤井康次郎「TPP と政府・企業法務（第 4 回）貿易円滑化、輸出入ライセンス」NBL 1071 号（2016）73 頁を参照。

³ なお、日 EUEPA 第 4 章（税関に係る事項及び貿易円滑化）では、一定の事項に係る協力を実施するために必要な情報の交換を確保することのみが定められている（4.12 条 3）。

⁴ 貿易円滑化協定にも、提供された情報を刑事処罰のために使ってはならないとする規定はないが、目的外使用を行わないことの保証を求めることができるとする規定において、「捜査、司法上の手続又は税関以外の手続において証拠として使用されないこと」についての保証であることを明記する（12 条 6.2）。

透明性及び予測可能性を高めた⁵。これにより、関税評価の見通しが立つことから、企業が各締約国市場への輸出入計画を立てやすくなると共に、利害関係者が個々の運用の誤り又は不整合を指摘することも容易になると考えられる。一部の開発途上国においては、現場の税関担当者による恣意的かつ不透明な判断が実務的に問題視されているが、事前教示を活用することで、責任のある中央当局の検討の上で、一貫性のある判断が担保され、現場の税関担当者が恣意的に判断することを抑止することが期待できる。

4. 自動化

貿易円滑化協定も、加盟国が実施可能な範囲における電子化の実施並びに国際的な基準の採用及びシングルウィンドウ構築の努力義務を定めていたが（7条2並びに10条3及び4）、CPTPPは自動化についてより体系的で充実した独立の規定群を設けている。国際的な基準の採用及びシングルウィンドウ構築については、CPTPPも努力義務に留めているが（5.6条1(a)及び2）、電子化を義務づけたことにより（同条1(b)）、加盟国の手続の迅速化が期待できる⁶。なお、日本は、WCOのデータモデルに準拠した輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を採用し、税関手続を電子的に処理している。

5. 急送貨物

急送貨物に関する同様の規定は貿易円滑化協定にも存在するが（7条8）、CPTPPは、申告から6時間以内という引取り許可の期限を明示した。これは、食品や電子商取引の促進にも資するものと評価できる⁷。

なお、5.7条1(f)は少額の急送貨物に対する関税免除を規定するが、関税免除の基準となる金額を定めていないことから、各国が異なる基準を設定・維持することにより、低価格・少量の取引が阻害されると指摘されている⁸。また、CPTPPでは、関税免除の対象額を一

⁵ 日 EUEPA では、物品の関税分類、物品の原産地又は他のあらゆる事項であって両締約国が合意するもの（特に、物品の関税評価のために使用される適当な方法又は基準）が事前教示の対象とされており（4.7条2）、事前教示の期限及び有効期間は規定されていない。また、CPTPPは事前教示が書面により要請されることを前提としているのに対し（5.3条1）、日 EUEPA は、電子的な手段による要請も対象とすることを明示する（4.7条1）。

⁶ なお、CPTPPは、物品の引取りについて、到着前に税関情報を電子的に提出及び処理することについて定めることを義務づけるのに対し（5.10条2(b)）、日 EUEPA は、情報を事前に電子的に提出及び処理するのを認めることを義務づけている（4.5条(b)）。

⁷ CPTPPの発効により、日本の産地からアジアの消費地に対する高鮮度農水産物の空輸が拡大すると見込まれている（「ヤマト、沖縄に企業向け物流拠点 稼げぬ宅配便補う」『日本経済新聞』2015年11月18日、「農水産物、新鮮にアジアへ TPPにらみ産地と連携」『日本経済新聞』2016年1月25日、「勝負は速く、安く、みずみずしく 海を越える物流最前線」『日本経済新聞』2016年3月22日など）。

⁸ Caroline Freund, *Other New Areas: Customs Administration and Trade Facilitation*,

定の要素を考慮して定期的に検討する義務（5.7 条 1(f)第 2 文）の適用が停止されたことにより、各締約国は関税免除の対象額を定める義務（第 1 文）のみ負うこととなる点に留意が必要である。

6. 罰則適用

貿易円滑化協定の罰則に関する規定（6 条 3）と比較し、CPTPP は、量刑・税の算定と罰金・税の徴収とにおいて利益相反を避ける手段として、より具体的に、政府職員の報酬と罰金又は税との連動を禁じる規定を設け、また税関当局により罰を科する手続の開始について一定の期間制限を設ける規定を加えている。

7. 開発途上国に関する規定

貿易円滑化協定には、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対する特別かつ異なる待遇に関する規定が設けられており（13-22 条）、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、実施する能力を得るまで、協定の各規定を実施することを要求されない（13 条 2）。これに対し、CPTPP は、開発途上国のための規定を設けておらず、開発途上国に対しても同様に義務の実施を要求できる。

B. CPTPP に継承されなかった二国間文書等

急送便については、TPP12 とともに日米間で交わされた「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」のうち、日本側書簡において、日本が日本郵便株式会社の国際スピード郵便に関する収支計算書の開示を確保することや、日本及び米国が国際郵便物に関する電子データの事前提供支援に積極的に貢献することが記載されているが、当該書簡は CPTPP には継承されなかった。

Anticorruption, Small and Medium-sized Enterprises, and More ([Assessing the Trans-Pacific Partnership, Volume 2 : Innovations in Trading Rules](#), Peterson Institute for International Economics, 2016) p.67.なお、日本は、課税価格の合計額が 1 万円以下の物品の輸入について、原則として関税を免除している（関税定率法 14 条 18 号）。